

ふくし TIME'S

<http://www.knsyk.jp>

福祉タイムズ



ともしび運動

8

2010 No.705



参加してわかる子育ての魅力

(写真・菊地信夫)

「ほかのお父さんたちの子育ての仕方を、自分自身の参考にしています」と話す服部真文さん(写真中央)は、善隣園保育センター(福横須賀基督教社会館)のお父さんたちの集まり「善隣園を良くする会」会長で二児の父親。

何かきっかけがないとスタートしにくい父親同士の関係づくり。「休日はどこの公園で遊ぶ?」「新しくできた公園は日陰があるからいいよ」毎月一回の定例会ではこんな会話を弾ませながら、クリスマス会の影絵や山登り会などの企画を立て、年間行事を通して「パパ友」の輪を広げている。

会のメンバーで三児の父親の飯田誠さん(左)は、「男性が子育てに参加することは自然なことになってきたが、家族と過ごす時間づくりと仕事との両立には、制度が整うだけでなく社会全体の理解が不可欠。今後より進んでくれれば」と期待を話す。

育児の魅力は、多くのことを子どもから学べ、子どものために頑張ろうという気持ちや愛情が増すことだと語るお二人。もっと多くの男性が子育てに参加して欲しいと結んでくれた。

CONTENTS

特集

子どもの安全・安心を守るために……………2

NEWS & TOPICS

障害者の短時間労働も障害者雇用率に適用…4

FOCUS「利用者本位を地域で支える」……………5

でかけてみませんか……………6

連載

社会的ケアの広がりに個人と家族を支える-第5回- ……8

県社協のひろば

ふくしの仕事フェア2010・茅ヶ崎で開催、次回は横浜でほか……………10

かながわHOT情報

秦野市社会福祉協議会地域福祉連絡会…12

子どもの安全・安心を護るために

～被措置児童等虐待予防に向けた本会児童福祉施設協議会の取り組み～

子どもの安全と安心が保障されているはずの児童福祉施設等で、養育者による子どもへの不適切な関わり、さらには著しい権利侵害までもが全国的に報道される状況が続いています。

このような状況を受け、国は児童福祉法の一部を改正し、被措置児童等の虐待の防止のための枠組みを規定した「被措置児童等虐待対応ガイドライン～都道府県・児童相談所設置市向け～」を平成21年3月に発出しました。

本会児童福祉施設協議会では、ガイドラインに対応した「子どもの安全と安心を護る養育ブック～被措置児童等への虐待に陥らないために～」(平成22年3月)を作成しました。県内の児童福祉施設等での虐待予防の取り組みについて紹介します。

被措置児童等への虐待はなぜ起るのか？

家庭環境の悪化などにより家庭での養育が困難となった子どもは、社会的養護下での支援が必要と判断した児童相談所所長の責任(措置)により、児童福祉施設や里親家庭等で養育されます(※)。子どもが安心して暮らせるはずの場所で、なぜ子どもへの不適切な関わりなどの、権利侵害が後を絶たないのでしょうか。

今、措置される子どものうち約六割の入所理由は虐待です。その虐待経験は人間関係をうまく作ることができないなど、子どもの精神、行動、発育に大きな影響を及ぼします。また併せて、発達障害と思われる子どもの入所も増加しており、言葉や態度だけでは支援が困難な状況があります。こうしたことなどが養育者と子ども、あるいは子ども同士の刺激となり、不適切な関わりに至ることもあるようです。

平成二十一年度の本会児童福祉施設協議会(※)(以下、「協議会」)

で行った調査では、本県施設入所児童のうち、「学習面か行動面で著しい困難を示す子ども」は三六・九%を占めています。この結果は平成十四年度に文部科学省が行った全国調査の結果の約六倍となる数です。

一方、これらに対応するための専門的なケアを確立する研修体系も不十分であるほか、職員配置や建物などのハード面も改善されなままとなっています。このような要因が絡み合い、問題は職員個々の力量だけでは解決できない状況にあるのです。

予防を主眼にした「養育ブック」の作成

厚生労働省が示したガイドラインでは、虐待の定義、里親家庭を含む施設内での虐待予防の取り組みと、施設への指導、被措置児童等虐待の状況の定期的な公表等が、子どもの権利擁護の視点から示されています。

協議会では、過去に県内施設で発生した不祥事を機に、不適切な関わりが発生した際の子どものケ

アや組織の対応、関係機関との連携、再発防止等、想定できる要因も含め、行政とともにマニュアルを作成してきました。今回もガイドラインへの対応として、被措置児童等虐待の予防を主眼に、施設・里親家庭ともに参考にできるマニュアルの作成に着手しました。

また、さまざまな思いを抱える子どもたちの言動や行動に向き合う養育者の悩みや迷いなどを、少しでも和らげることを念頭に編さんされた今回の「子どもの安全安心を護る養育ブック～被措置児童等虐待に陥らないために～」(以下、「養育ブック」)は、養育現場は誰もが不適切な関わりに陥るリスクがある環境であること、子どもの言動に刺激を受ける環境にあることなどを明文化し、そのような現実を受け入れた上で、虐待等



不適切な関わりへの予防に向けた養育者個々の、また、施設や里親家庭が取り組む際のヒントがまとめられています。

例えば、子どもからの刺激に、思わずかっとなった時のタイムアウト（一時退去）や、レスパイト（息抜き）といった方策を持つことや、子どもの言動に養育者がどう反応するか、そのパターンを知ること、子どもへの関わりで感じる悩みや迷いを養育者同士が共有し、気付いたことを伝え合う風通しの良い施設運営のあり方などを示唆しています。そこには、第三者委員等の活用についても記されています。

里親家庭では、施設のようなスパーバイザーの存在がなく、家庭の中でタイムアウトをすることも困難です。所管の児童相談所に悩みや困り感を早めに伝え、大事に至るのを防ぐことや、児童相談所も里親任せにならず、里親家庭からのSOSをキャッチして支援するよう働き掛けています。

作成には、養育現場からは児童養護施設・児童自立支援施設・乳

児院・県里親会が、行政からは措置権者である県・横浜市・川崎市・横須賀市の各行政所管課、児童相談所職員、また、オブザーバーとして障害施設を所管する県障害福祉課の職員の参画も得て検討を重ねました。行政と協働すること、いずれの行政の措置でも、子どもの安全・安心について同一の認識で取り組む基盤ができました。

養育ブックを活用した施設職員の研修

本年四月、養育ブックをテキストに用い、神奈川県児童福祉施設職員研究会（※）が研修を行いました。会員四十施設のうち、三十一施設が参加、養育ブック作成の座長である平嶺一昭さん（県立中里学園施設長）による講義と、グループ討議が行われました。

グループ討議に用意されたテーマは、①不適切な対応②職員自身のタイムアウトのあり方③力量、経験のある職員が不適切な対応をした場合の対応の三点で、グループで最も多く話し合われたのは、①でした。明らかな虐待行為と異

なり「不適切な対応」は、子どもとの関係で判断が異なるなど、難しい面があります。これは、養育ブック作成の段階でも、最も検討を要した点でした。

例えば、「ご飯を食べないとおやつはなし」という言い方は、場合により、必要以上の行動制限として不適切な対応とされます。普段、何気なく言ってきたことが不適切な対応と記されたことは、心当たりのある職員にとって大きな戸惑いです。

研修会で、これらのことをほかの施設職員と共有し、すでに施設内で意見交換をした職員から、その施設の見解を聞くなど、多くの気付きの機会となりました。

①から③に共通して言えるのは、個々の職員が悩みや迷い、疑問を抱えるのではなく、職員全体で共有できる、施設内の雰囲気作りなどが必要ということです。参加者からは、「他の施設の状況を聞くことができてよかった」「職員の話し合いの場がいかに大切か、共通理解の大切さ、情報を少しでも多く取り入れるこの大切さを感じ

じた」「今日のようなディスカッションを職場でやれるとよいと思う」といった感想が聞かれました。

協議会では、養育ブックが特に施設、児童相談所職員において常に生きたマニュアルとして活用されるよう、研修会での活用や定期的な内容確認を行うこととしています。各施設にて取り組んだ成果を基とした研修や意見交換の実施状況等を把握し、この養育ブックを形骸化させず、被措置児童等虐待予防に取り組んでいきたいと思えます。（社会福祉施設・団体担当）

※

県内（政令市・中核市含む）の児童福祉施設や里親家庭等で、約2100人の子どもが暮らしています（平成22年6月1日現在）。

本会児童福祉施設協議会は、県内の児童養護施設、盲児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、乳児院の全施設により構成されており、措置された子どものよりよい養育に向け、調査・研究、研修、意見・情報交換を行っています。神奈川県児童福祉施設職員研究会（神児研）は、協議会の下部組織として、児童福祉施設の職員による主体的な研修・研究活動を行っています。

障害者の短時間労働も障害者雇用率に適用

事業所には、障害者の雇用を進めるため、雇用する労働者数の一・八％（以下、法定雇用率）に相当する障害者を雇用することが義務づけられています。

平成二十一年度の県内における障害者の新規求職申込件数八千二十九件に対して、就職件数は千九八六件（神奈川県労働局統計）、県内全体の障害者雇用率は一・七五％と、法定雇用率を下回る厳しい雇用環境がうかがえます。

法定雇用率は、これまで、週所定労働時間が三十時間以上の障害者数で算定していましたが、平成二十二年七月からは、週所定労働時間二十時間以上三十時間未満の障害者（身体障害、知的障害）も雇用率に適用できるようになりました（下図参照）。

今回の改正は、障害の特性などにより長時間働くことが難しい障害者の雇用の拡大や、福祉的就労から一般雇用へ移行していくための段階的な就労形態として有効という趣旨から行われたものです。

〈企業における雇用障害者数の算定方法（平成22年7月改正後）〉

	30時間以上の 常時雇用労働者	20時間以上30時間 未満の短時間労働者
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

○障害者の労働者1人=1人分としてカウント
◎障害者の労働者1人=2人分としてカウント
△障害者の労働者1人=0.5人分としてカウント

← 今回の改正点

（企画調整・情報提供担当）

当然のことですが、これまで雇用していた障害者の勤務形態を一方的に短時間労働に変更することは、不適正な待遇にあたります。本人の希望や能力等を踏まえた適切な待遇に努めることが、事業所には求められます。法改正の趣旨を生かして、障害者の雇用が進むことが期待されます。

皆の支えで孤立しない地域をつくる「自殺対策基礎研修開催される」

生活苦や健康不安、人間関係の悩みなど、さまざまな社会的要因が複雑に絡み合って生じる自殺の問題。警察庁のまとめでは、平成二十一年の全国自殺者数は三万二千八百四十五人。過去十年以上高止まりで推移する未曾有の事態に、国では「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」に基づき、積極的に対策を推進しています。

こうした施策の動向や取り組みについて、自殺対策に関わる県内市町村や保健福祉事務所などの関係機関に紹介し、対策の必要性について学んでもらう研修会が、七月十二日、横浜市中区の県総合医療会館で開催されました（主催：かながわ自殺予防情報センター（県精神保健福祉センター））。

講義では、自殺予防総合対策センターの松本俊彦さんが、「自殺は社会に追い詰められた末の死であり、何らかのサインを出していることが多い。幅広い領域の関係者の連携により、未然に防ぐことができる」と、自殺の問題を社会全体で捉え、考えていくことの大切さについて触れました。

また、平成十九年から三年間、県と市の行政が中心となり、地域の相談・支援体制づくりや啓発活動、こころサポーターの育成などのモデル事業を実施してきた、大和市健康福祉総務課の渋谷一郎さんは、「成果がすぐに見えるわけではなく難しさも感じるが、少しずつ理解が広がっているのを感じる。今後でもできることは積極的にやっていきたい」と、取り組みを積み上げる必要性を話されました。

遺児の支援を行うあしなが育英会の西田正弘さんは、「子どもたちが自らが、声を上げるきっかけが生まれるとともに、支援者や分かち合いの場などの支援の輪が増えつつある。自殺に対する捉え方を変えていくことが、孤立しない社会づくりにつながる」と訴えました。

死にたいと思う人の気持ちにどう寄り添い、支えていくか。対策だけでなく、多くの方々の理解と協力が不可欠だと感じさせられました。

（企画調整・情報提供担当）

地域で暮らす

人とのつながりを実感しながら

障害があっても地域で暮らすことができるように、制度やサービスは広がりを見せています。

脳性マヒで四肢に障害があり、電動車いすで生活する西岡直子さんに、在宅生活をしていく上で大切にしていることを伺いました。

お互いを理解しあう時間

西岡さんは横浜市内で一人暮らしを始めて十四年程。それ以前は、グループホームを利用していましたが、自由な生活をしたいと、一人暮らしを考えました。

しかし、周囲の反応は「本当に一人で暮らすことができるのか」というものが多く、大丈夫だと信じてもらうために、できる限りのことを伝えてきました。特に、マンションの管理組合と話し合うことを大切にしています。

現在、週六日、三カ所のサービ

ス事業所の八名によるホームヘルプサービスを組み合わせることで、食事作りや身支度などの介助を受け、在宅での暮らしを続けています。また、アロマヨガや会議後の

食事、買い物など、自分の予定を確認しながらガイドヘルパーにも依頼しています。そのほかにも、旅行やプールなどで、ボランティアと関わることも多いそうです。

「私の場合、言語障害のため言葉が聞き取りにくいので時間をかけて、ボランティアやサービスを提供する人たちに、性格や趣味・嗜好を伝えるようにしています。私を理解してもらうことで、気軽な気持ちで接してもらいたいです」と、時間をかけて関係を築く必要性を強調されます。

意見や希望を伝える大切さ

西岡さんは、横浜リハビリテーション事業団の福祉機器支援センターに、携帯電話や車いすなど、



在宅生活の経験を、同じ立場にいる人たちに伝えていくことも、自分の仕事と伝える西岡さん

生活に欠かせない身の回りの道具について、福祉機器のユーザーの視点から意見や希望を伝え続けてきています。障害のあるほかのユーザーにとっても、より良い機器ができるようになって、多くの方が在宅で暮らせるようになってほしいとの考えからです。

地域の人とつながる生活を

「マンションのエレベーターが止まった時、近所の助けが本当に必要だと実感しました。それから毎日出かけて、自分が住んでいることを知ってもらおうとしています」と西岡さん。

サービスだけではなく、近隣やボランティアなど、さまざまな人との関係をどう作るか。時間をかけて意見や希望を伝え、自分を理解してもらうことに、在宅生活の鍵があるのかもしれない。

(企画調整・情報提供担当)

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 **岡本誠一郎**

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

神奈川県福祉研究会

(税務・会計の専門家グループ)

- 理事 伊藤 正孝 ☎045-412-2110
- 同 桑江 郁男 ☎045-402-4433
- 同 辻村 祥造 ☎045-311-5162
- 同 西迫 一郎 ☎046-221-1328
- 同 林 雄一郎 ☎0466-26-3351
- 代表理事 八木 時雄 ☎042-773-9266

あなたの情報発信のおてつだい

デザイン・印刷・ホームページ制作



きかんし印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒238-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700(代) FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1766 FAX045(780)1598
<http://www.kki.co.jp/>

京浜急行大師線東門前駅から 大師公園へ散歩に行こう!

太陽が輝き、入道雲が広がる夏。毎日暑くて、冷房が効いた室内で過ごしたいものですが、親子で暑い夏をたっぴりと楽しむのもまたよいものです(ただし熱中症に気を付けて!)。今回は「大師公園」を紹介。子どもたちが大好きな、水遊びができる人工の川とプールが待っています!

いちばん近い駅は東門前駅

大師公園は厄除け大師として有名な「川崎大師」に隣接。京急大師線川崎大師駅から徒歩約10分、隣の東門前駅から約7分なので、東門前駅の利用がおすすめです。東門前駅はスロープ完備でベビーカーでの移動が可能。トイレにはオムツ替えシートが備えられています。

散歩も水遊びも気持ちいい!

朝早くからラジオ体操や散歩に多くの人々が訪れる園内。「芝生広場」や「緑陰広場」、船の形をした大型複合遊具が小さな子たちに人気の「子供広場」、ローラーすべり台やターザンロープに子どもたちの元気な声が響く「わんぱく広場」などがあります。たくさんの木が植えられ、親子で木陰を求めながら散歩すると暑さをしのいで気分は爽快です。

人工の川「カナル」や「噴水広場」では、水遊びができます。カナルは毎朝清掃され、10時から16時まで放水。ごみなどが流れていないか随時見回りも行われるので、清潔で安全・安心です。また、幼児用、児童用、大人用の3つの屋外プールが並ぶ「大師プール」が併設。

うどん、そば、お菓子、飲み物、焼き餅などを販売する売店も営業され、親子で一緒に1日中遊ぶのもよいでしょう。



芝生広場の周りを流れる人工川「カナル」。広場の柵内は小さな子専用の遊び場

今日は ⇒ NPO法人
ままとんきっす がお伝えします!

1993年、子育て中のおかあさんが集まり、子育てタウン情報誌「ままとんきっす」を発行。子育てに関するメール相談、親子が集うサロン運営、各種講座の開催など、子育て支援活動を展開。2008年には「第2回かながわ子ども・子育て支援大賞」を受賞。情報誌・単行本の発行物は30冊を数え、一部は海外でも翻訳出版。「ままとんサロン」では第1・3金曜に「ままとんカフェ」をオープン。手作りのランチが大好評。
(連絡先) 川崎市多摩区菅稲田堤3-5-43
TEL/FAX:044-945-8662

まだまだ寄りたいたいところあり!

園内には、ほかにも18歳未満の児童や親子が自由に利用できる「大師こども文化センター」があります。遊戯室で遊んだり図書室で本を読んだり、外遊びに疲れたら立ち寄ってみてはいかがでしょうかでしょう。園内にはオムツ替えや授乳ができる設備がないので、こちらのスタッフにひと声かければ、センター内の部屋を使わせてもらえます。それから、姉妹都市である中国瀋陽市の素晴らしい景色を集めた中国庭園「瀋秀園」も見逃せません。園路に階段や段差があるため、ベビーカーは入口に置いて庭園内へ(車いすは入園可)。池の周りを少し散歩するだけで、異国情緒溢れる景観を楽しめます。



建築物、築山、池が風雅な景観をつくる瀋秀園。建物の色彩豊かな彫刻にびっくり

インフォメーション

■大師公園 管理事務所

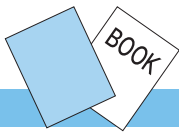
川崎市川崎区大師公園1

電話 044-276-0050

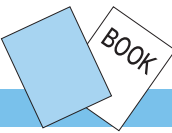
■大師プール 8月31日(火)まで。9~17時(最終入場は15時30分)。3~14歳100円、15歳以上300円 ※オムツが取れていない子は入場不可

■瀋秀園 9~16時 月曜(祝日の場合は翌日)・祝日の翌日休 入園無料

◆ご意見・ご感想はkikaku@knsyk.jpまでお寄せください。



今月の福祉資料室



◆利用時間:月～金(第3金曜日、祝日、年末年始等を除く)の9時～17時
◆問合せ:☎045-311-8865

新着資料



私のおすすめの1冊

「7つの習慣—成功には原則があった!」

ステイブン・R・コヴィー 著

介護老人保健施設
リバーイースト
支援相談員 渡辺 隆行

「限りある時間を効率的かつ充実化させるための教科書」そんな副題を付けたい一冊です。「成功には7つの原則がある」と著者は述べており、その一つひとつについて、具体的事例・方法を織り交ぜながら、分かりやすく紹介されています。私は本書を手にして以来、物事がうまく前へ進まず焦燥感に駆られた時や、判断に迷い苦しい時、結果が徒労に終わり希望を失った時など、さまざまな場面において道標になると同時に、「原則を身につける快感」を実感しております。皆さんにもぜひ味わって頂きたく、ここに紹介します。



1996年12月刊
定価2,039円(税込)
キングベアー出版

- ★市町村ニーズ調査結果に見るかながわの子育て家庭の現況等(県保健福祉部)
- ★次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画 かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン改定計画平成22年3月(県保健福祉局)
- ★平成21年版かながわ環境白書(県環境農政部)
- ★地域福祉推進に関する提言2010(東京都社協)
- ★災害に備えた社協の役割や取組みを考える(平成21年度課題別検討会報告書(東京都社協))

- ★とちぎ福祉教育研究会報告書 第2期2010Adm(栃木県社協)
- ★地域福祉の活性化をすすめるヒント 地域福祉活性化システム研究委員会報告書(山口県社協)
- ★高齢者及び高齢者予備軍による認知症高齢者・障害者世帯のための「コミュニティ・カフェ大師の家「生活館」」モデル事業平成21年度報告書(長寿社会文化協会)
- ★精神障害のある人への生活支援と「障害者の権利条約」(日本精神保健福祉士協会)

※蔵書検索もご利用ください! <http://www.knsyk.jp/tosyo/>

社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために!

プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、傷害保険、動産総合保険)

- ① 基本補償
 - 基本補償(A)は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
 - 見舞費用付補償(B)は、賠償責任のない場合の見舞金が充実
 - オプション1 訪問・相談等サービス補償
 - オプション2 施設の医療事故補償
- ② 個人情報漏えい対応補償
 - 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償
- ③ 施設の什器・備品損害補償
 - 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
 - 施設の現金等も補償



プラン2 施設利用者のための補償

(傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、傷害保険、約定履行費用保険)

- ① 施設の労災上乗せ補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

◆加入対象は、社会福祉法人等で運営している社会福祉施設です。

- 全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容
- 団体契約のため有利な補償と割安な保険料(掛金)
- 迅速で丁寧かつ適正なお支払い

● この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記をお願いします。

団体
契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

〈引受幹事保険会社〉株式会社損害保険ジャパン

取扱
代理店

株式会社 **福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

〈SJ09-08937.2010/02/19〉

ケアの違いを意識した若年性認知症の本人・家族のサポートを求めて

前号では、家族の同居者が認知症になった時の家族の悩みと、それに寄り添う家族会の意義と、地域で本人と家族を支える課題について考えました。

今号では、川崎市にある若年認知症グループだんだん代表の中川和子さんと、デイサービスセンターくじら雲の職員の方に伺ったお話から、若年期の認知症の本人と家族の置かれた特徴と、そのサポートのあり方について考えてみたいと思います。

一変する家族の関係

発症年齢が六十五歳未満で、その特徴から、本人・家族にとって多くの社会的なサポートが必要になっていく「若年性認知症」。

働き盛りの世代であり、病気から仕事に支障が出ることや、失職して家族が経済的に困難な状況になるだけでなく、親の介護と重なることもあり、身体的、精神的、経済的にも家族に大きな負担が強いられると言われています。

地域で安心して暮らせるように本人と家族が参加し、家族懇談や余暇活動を行う若年認知症グループだんだん。代表の中川和子さんは、「男性の場合、主な働き手だったのが、発症によって退職せざるを得なくなり、夫婦間の役割が

逆転することに。家族の働き手が

変わり、収入は少なくなり、子どもの学費、住宅ローンなど経済的な問題は解決しにくい」と話します。「自分でできないことが多くなることからプライドが傷付き、受け入れがたい現実と向き合わなければなりません。家庭内で居場所がなくなる感覚になることもあり、喪失感を持つたり、自分自身を責めてしまったりします」と、

本人や家族の辛さを理解し、寄り添うことが求められると言います。

支え手として負担がかかる家族

若年性認知症がある奥さんの介護をしている伊藤さんは、夫婦で自営業を営んでいました。奥さんの様子について「次第に接客に対

するクレームも多くなり、行き慣

れた場所を間違えたり、家事もやらなくなりました。思い返すと七年前前から兆候はありましたが、認知症になることを想像もしていないし、気付けませんでした。クレームがくるたびに、注意をしていたことを振り返ると、妻に対して辛い時間を過ごさせてしまったと思います」と言います。

会社員の場合、家族が仕事をしている場面を見る機会が少なく、症状に気付きにくい反面、職場では、本人の記憶力の低下、仕事でのミスなどのちょっとした変化に、様子がおかしいと感じ連絡がくることもあり、早期発見には会社の理解も重要と言われます。

伊藤さんは、「これから先、何十年と関わる介護。認知症による行

動に腹立たしくなり、私としても、

認めたくない気持ちもあり、そう簡単に割り切れるものではありません。介護に余裕がでるのにも時間ばかりました」と語ります。

国の調査によると、家族介護者の約六割が抑うつ状態になっているという指摘もあり、家族へのサポートが必要なこともうかがえます。

社会で再び役割を実感する

社会とのつながりがなくなってしまうと、目的のない生活に直面します。中川さんは、「就労年齢での発症は、本人・家族を窮地に追いやり家の中に閉じこもってしまうこともあり、再び社会参加できる場面が必要」と言います。

だんだんでは、家族懇談だけでなく、Tシャツ、絵葉書作りなどの自主製品の製作・販売を通じて、本人の「働きたい」「社会の役に立ちたい」という気持ちの実現に向けた活動をしています。

一方で、介護保険制度では高齢者サービスが中心となることから、若年期の方に合わないサービスを利用している状況も少なくあ

これからの

障害者施策

自立生活センター
自立の魂

～略してじりたま!～
代表 磯部 浩司



私は障害当事者として「自立生活運動」を始めて8年目になります。障害者が障害者をサポートすることは、当事者だからできる役割であり、障害者として社会的使命だと考え今日にいたります。障害者には、多くの可能性と大きな役割があると信じていますが、これまでの障害者施策は、障害者が本来持っているエンパワメントを損なっていると感じています。これらを解決して行くには、障害者施策の充実化と、当事者、当事者の家族の意識改革が必要だと考えます。国はもっと当事者を積極的に受入れること。障害者は受身ではなく、自己選択、自己決定、自己責任を前提に、積極的に声を上げて行くこと。この方法が一番の近道だと考えています。

昨年10月、長妻厚労大臣は当事者が反対してきた「障害者自立支援法廃止」を明言し、12月には「障がい者推進改革本部」が設置されました。室長を始め、委員には多くの当事者や、その家族が選出され、大きな期待が寄せられていました。しかしながら、先の参院選前の国会では、「障害者自立支援法一部改正案」が可決寸前となりました。幸いにも国会の閉幕により廃案となりましたが、この改正案は、以前より多くの障害者団体から強い反発があったにも関わらず、更に「障がい者推進改革本部」を通さないまま可決寸前まで話が進められ、期待を抱いていた当事者には大きな衝撃を与えました。障害者施策だけではないですが、法律や制度は、真の議論があるべきだと思います。

最後に私は、自分の経験や身近で起きている出来事を通して、障害者施策だけではなく、障害児教育、高齢者の課題など、福祉、医療全体を進化させていくことができる活動を続けていきたいと思っています。



自主製品作成の様子



気軽にお互いの気持ちを言い合える雰囲気がある家族懇談

りません。

家族会だけでなく、デイサービスでも高齢者と異なる対応が求められています。川崎市幸区のデイサービスセンターひつじ雲に、若年性認知症の方の利用がありました。職員が個別にかかわりを持ちましたが、自分の親ほどの年齢の離れた他の利用者と一緒に過ごすことに違和感があったのか、お昼ごはんを食べたら自宅に帰ってしまふことの繰り返しで、その方ができることを提供することができなかったそうです。

そのため、平成十八年に新たに認知症対応型デイサービスくじら

雲を開設した際、金曜日を若年性

認知症の方々の日と位置づけました。その日の活動は、事業所で用意した内容に従うのではなく、本人のこれまでの仕事や生活の仕方を基本にして、本人と一緒に予定をたてるのが大切にされています。また、就労に結びつく活動を介護保険施設で行うのは難しいですが、発症をしなければ働いている年齢でもあることから河川敷や公園の清掃活動を取り入れていきます。これは、社会とのつながりを持ち続け、「具体的な役割を感じることが出来る」支援が重要だという考えからでした。

昨年度取り組まれた国の調査では、全国に三万から五万の若年性認知症の方があると推測されており、地域における潜在的ニーズは高く、支援の充実が求められています。若年性認知症の方々が利用できる介護保険制度などのサービスも、まだ十分に整備されていない状況にあります。どんどんくじら雲のように、高齢期と若年期に求められるケアの違いを意識し、社会的な役割をより強く実感できる若年期ならではのサポートの広がりが必要となっています。

(企画調整・情報提供担当)

福祉のしごとフェア2010・ 茅ヶ崎で開催、今回は横浜で！

福祉人材センターでは、去る七月二十日に茅ヶ崎市総合体育館で、第一回福祉のしごとフェアを開催しました。

午後の就職相談会では、高齢、障害、児童など五つのコーナーに分かれた会場で参加者はそれぞれのブースで直接、相談できるようになっています。

求人件数は全体で百八十件。五十件は介護職の求人となっています。参加者は百七十三名。約三十％は茅ヶ崎市を含む湘南地区からの参加でした。「現在の住まいにできるだけ近く」といった職住接近の傾向がうかがえます。



フェアの午前中に行ったガイダンスは、立見が出るほど。午後からの相談会でも参加者の勢いは変わりません

一学生五二％、無職二三％。年齢で見ると、とくに中高年者の参加が目立つのも近年の特徴です(二五％)。

福祉・介護関係の資格については、社会福祉主事任用資格やホームヘルパー二級などの有資格者が百二十六名(約七三％)といった状況になっています。

参加者カードには、「福祉の仕事は小さい頃からの夢でした」「施設見学で子どもと触れ合ってから今は福祉の仕事を目指しています」「母が介護の仕事をしているので、私もやってみたい」「出産、育児でブランクがありますが、経験を生かして復帰したい」など書かれ、参加者それぞれの仕事への思いが寄せられています。

(福祉人材無料職業紹介担当)

次回の福祉のしごとフェア

◆日時

9月3日(金) 9:30~16:30
(入場16時まで)

◆会場

横浜文化体育館(JR関内
駅南口から徒歩約5分)

来場者には、当日の求人票(冊子)を差しあげます。(入退場自由、履歴書不要、服装自由)。詳細は本会ホームページに掲載しています。

神奈川県社会福祉協議会次期活動推進計画 骨子(案)へのご意見を募集します

本会では、「一人ひとりの主体的な参加による公私協働の福祉コミュニティづくり」を目標に、現計画のもと事業を展開していますが、本年度計画期間の満了を迎えるにあたり、これまでの事業成果を生かしながら、社会情勢や時代のニーズに対応し、地域福祉の着実な推進を図る必要があるとの認識から、平成23年度から平成27年度までの5カ年間における新たな活動推進計画の策定を進めています。

この度、計画の骨子(案)がまとまりましたので、皆さまにお知らせいたしますとともに、今後の計画策定の参考とするため、ご意見を募集します。

◆意見募集期間 平成22年8月13日(金)~平成22年9月1日(水)

◆骨子・意見書の入手方法

本会ホームページ(<http://www.knsyk.jp/>)から直接ダウンロードするか、FAXまたは郵送にてご依頼ください。

◆意見書の送付方法 eメールまたはFAX、郵送にてご提出ください。

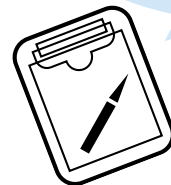
◆意見結果の公表

平成22年9月中旬頃、本会ホームページで公表します。いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません、ご意見を整理し、計画策定の参考とさせていただきます。

◆意見の送付先

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 総務企画部企画調整・情報提供担当
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館内
TEL:045(311)1423 FAX:045(312)6302 e-mail:kikaku@knsyk.jp

皆さまからのご意見
お待ちしております。



役員会の動き

◇理事会 7月21日(水) ①正会員の入会申込 ②評議員の選任 ③平成22年度一般会計補正予算(案)

新会員紹介

〔経営者部会〕(福川崎保育会)

〔施設部会〕(福恩賜財団済生会横浜市東部病院、横須賀市立鴨居老人デイサービスセンター、えびな北高齢者施設、ももの里保育園、どりーむ保育園、つくし)

2010年度社会福祉士実習指導者講習会開催のご案内

厚労省からの委託を受け相談援助実習を行う実習指導者の資質向上を目的として実習指導者講習会を開催します。

◇日時 ①12月18日(土)～12月19日(日)、②平成23年1月15日(土)～1月16日(日)

◇会場 ①②いずれもウイリング横浜
◇受講資格 ①次の①と②を満たす方、
①社会福祉士 ②現に実習指導者として従事しているかもしくは実習指導者になるうとする者

◇受講費 日本社会福祉士会会員1万円、非会員1万5千円(入会手続中は会員扱い)

◇受付期間 開催①9月1日(水)～9月17日(金)、開催②10月1日(金)～10月15日(金)

◇申込方法 専用申込書使用、郵便またはFAXで受付

◇資料請求・問合先 社)神奈川県社

会福祉士会

☎045-317-2045

シンポジウム「貧困問題に私たち社会福祉士はどう立ち向かうのか」

貧困問題に関する公開シンポジウムを開催します。

◇日時 9月18日(土)13時30分～17時

◇会場 ウイリング横浜

◇内容 基調講演/パネルディスカッション/グループ討議(生活保護、ハローワーク、ホームレス支援の各視点から貧困問題を考えます)

◇定員 先着60名

◇参加費 神奈川県社会福祉士会会員3千円、非会員4千円

◇問合先 社)神奈川県社会福祉士会 ☎045-317-2045

平成22年度福祉車両助成公募のご案内

県内において社会福祉法に基づく第一種及び第二種社会福祉事業を行う、社会福祉法人・財団法人格を有する施設・団体に対し、福祉車両助成の公募を行います。

◇応募方法 8月9日(月)～9月17日(金)の間、いずれかのホームページをご覧ください。

http://www.kykk.com

http://www.kykk.com/fukushi

◇応募期間 9月1日(水)～9月20日(月)

◇申込先 神奈川県福祉事業協会

☎045-322-2012

寄附金品さがうんぱいごまじ

〔一般寄附金〕▽脇隆志
〔ともしび基金〕▽福西大友保育園
理事長 松原敏子▽藤野照夫▽風車の会▽名取岐
(計 一〇二、〇〇〇円)

〔寄附物品〕▽神奈川県定年問題研究会
(敬称略)

平成21年度 地域密着型サービス外部評価受審事業所一覧

No.	事業所名	所在地
1	NPO法人 グループホーム花梨	逗子市
2	グループホームこころ	横須賀市
3	小規模多機能型居宅介護 田原の里	秦野市
4	すずかけの家	相模原市 緑区

本会地域密着型サービス外部評価事業として、昨年12月から本年3月に訪問調査を実施した4事業所の評価結果を公表しました。本会ホームページ(アドレス1面参照)、WAM-NET (http://www.wam.go.jp) 等で公表しています

地域福祉(ともしび)推進助成金申請受付中!

15万円以下
12月までの毎月(随時申請受付)
16万円以上(限度額あり) 10月末迄
本会ともしび運動推進担当
☎045-322-1121(内線320)まで、
お気軽にご相談ください!

あなたの調査票から日本の未来が見えてきます

▶国勢調査の結果は、地域のまづくりになかされず、
▶国勢調査員が調査票の配布にうかがいます。
▶調査票の記入がお済みになりましたら、封をして調査員に渡すが、市区町村に郵送してください。

2010 国勢調査 平成22年10月1日
9月23日から国勢調査員がうかがいます。
総務省統計局・神奈川県・市区町村

一社会福祉施設の設計監理一

株式会社 安江設計研究所
YASUE & ASSOCIATES Inc

東京都港区高輪 2-19-17-808

TEL 03(3449)1771(代) / Fax 03(3449)1772
E-Mail yasue-a@nifty.com
FFAX 03(3449)1772
新築・増築・改修等お気軽にご相談ください

田圃の事ならおまかせください!

お気軽に相談ください!

株式会社 あんざい
横浜市港南区下永谷3-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail: anzai@p-anzai.jp



地域課題の解決は地域の人々で

(福)秦野市社会福祉協議会地域福祉連絡会

秦野市社協では、平成十九年度から地域福祉活動計画がスタートし、計画の着実な遂行のため、福祉ニーズの把握や課題解決に向けた具体策を検討することを目的として、「地域福祉連絡会」(以下「連絡会」)を設置しました。

連絡会は、地域福祉推進のキーパーソンである民生委員児童委員や地区社協関係者、ボランティア、介護サービス利用者、施設職員等の関係者で構成され、計画策定の過程で明らかとなった課題である「子育て支援」や「福祉教育プログラムづくり」「小地域福祉活動の充実」などに向け、多くの機関・団体と協働しながら具体策の検討と実践活動に取り組んでいます。

福祉教育プログラムの実践

連絡会の実践活動の一つとして、秦野市立本町小学校では四



会話をしながら一緒にまちを歩きます

年生全員を対象に、平成二十年度から「出会い・発見・まち探検」を実施しています。障害者と一緒にまちを歩き、障害者とのふれあいや地域住民との交流を通じて、それぞれの違いや思いを理解することを目的としています。

学校との連携が特徴で「まち探検」を行う前に、障害者と関係を作るための授業を三時間行っています。事前学習とまち歩きというプログラムは、連絡会委員から提案されたもので、学校との調整時には委員からのサポートもあり、

実現することができました。「連絡会では、地域のさまざまな立場の人が、課題について協議することで実

践へとつながっていく。福祉教育は知識を教えるだけではなく、考えるきっかけを与えることも重要ではないかという発想から、まち探検の企画が立ち上がりました。最近では、近所の小学生から、自然に声を掛けられるようになって嬉し」と、委員であり障害当事者の村上真一さんは言います。

「まち探検」では、三十名程度の子どもたちに対し、本町地区社協、障害者や連絡会委員など四十名もの大人たちが一緒にまちを歩いたり、交差点で見守ったりするなどして関わっています。子どもたちが家庭でこの体験を話すことで、保護者は学校の家族面談でこの活動を話題に取り上げたり、PTA会報にも紹介されるなど、保護者の活動にも変化が見られます。

また、参加した自治会長が市の計画にバリアフリーの視点を盛り込むよう提案するなど、気付きや活動の「連鎖」が起きています。今後も地域福祉連絡会から、課題解決の実践活動が行われることが期待されます。

(市町村社協支援担当)

防火管理者の皆様へ

消防用設備等点検時には**無償**で点検推進指導員を派遣し防火管理者の立会を支援いたします。

海で揺れを感じたらすぐ避難!! (執筆) 神奈川県温泉地学研究所 杉原英和次長

津波のスピードは非常に早く、水深1000mの場合、新幹線並みの時速300km以上の速度で移動してきます。沿岸部でも自動車並みの速さで襲ってきます。津波は台風などによって発生する「波」とは違って、非常に力の強い「水流」となって押し寄せ、あるいは引いていく怖いものです。津波によって破壊された木造住宅が瓦礫となって人を襲います。津波に対しては、とにかく避難することがもっとも確実な対策です。



〈津波によって破壊された家々〉
(1993年北海道南西沖地震)

防火管理者は、消防用設備等の点検時に必ず立会って適正な点検が実施しているか確認しましょう。

消防設備の安心を保障します。



(財)神奈川県消防設備安全協会
TEL 045-201-1908